

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

郡山市長 椎根 健雄

市町村名 (市町村コード)	福島県郡山市 ( 07203 )
地域名 (地域内農業集落名)	喜久田地区 ( 堀内、見陣原、南町、隠津、第5区、第4区、地田向原、北原、 赤堀、早稲原第2区、第3区、第6区、第7区 )
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年7月28日 (第4回)

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

喜久田地区は、農業者の平均年齢68.27歳と高齢化が進み、遊休農地の更なる増加が懸念されることから、持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、新規就農者を確保・育成しつつ、地域住民などを交え地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が喫緊の課題である。  
このため、分散する担い手の農地を集約するとともに、地域で取り組める新たな作物や栽培方法を検討していく必要がある。  
一部用水路や水門の破損や老朽化が問題となっている。  
基盤整備未実施の地区は、担い手が借りにくい農地が多い。  
また、現時点でクマ、シカ、ミンク等の獣害被害は少ないが、担い手の不足が見込め、遊休農地が増加した際には、今後はどうなるのかという不安はある。

【地域の基礎的データ】

農業者：309人(うち50歳代以下26人) ※農林業センサス2020より  
団体経営体(法人・集落営農組織等) 9経営体  
主な作物：水稲、野菜(トマト、キュウリ)、花き(トルコギキョウ等)

(2) 地域における農業の将来の在り方

認定新規就農者等地域内の後継者の育成や、機械の共同利用なども積極的に検討していくことや、地域内で法人を設立することで後継者の確保を図るとともに、担い手への農地集約化のため、農業を担う者への農地再分配を進めることができるよう、地域と担い手が一体となって農地を利用していく体制の構築を図る。  
基盤整備事業については、整備が進められるよう地域内で話し合いを進め、推進できるよう行政機関等に働きかけを行っていく。  
また、地域の所得向上等の観点から、地域の話合いにより、ブランド化を図ることや6次化製品の開発等の当地域の特色を出す取組みを行うことを積極的に検討する。  
水稲においては、直播栽培により低コスト化を図るとともに、土地利用にあたっては、大豆、飼料用米を導入し、団地化を進め、効率的な営農体系を確立を目指す。  
水稲種子生産については、安定的な生産を図るための役割を果たしながら、喜久田地区全体の生産基盤の確保及び農地の適正利用を図りたい。  
畑については、条件が悪い田の遊休農地等を有効活用し、畑を行うエリア等のゾーニングし、新規就農者や入り作者等が極力初期投資がかからない方法等を地域で検討を進める。  
さらに、花き及び果樹等の園芸部門の導入も進め、担い手の経営安定化と地域農業の活性化も図っていきたい。  
また、高収益作物(アスパラガス、玉ねぎ、ねぎ)等の導入を図り、安定した所得向上を図るため、複合経営について地域内で検討を進めていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	727 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	727 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、地域内で保全及び管理に努める。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
地域の農業を担う者に農地の集積・集約化をすすめ、団地面積の拡大を進めるとともに、農作業の省力化を図る。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
地区内の農地所有者が離農するなどの場合には農地中間管理機構等を活用し、機構に貸付を進めていく。また、農業を担う者が何らかの事情により営農の継続が困難になった場合には農地中間管理機構の機能を活用して、新たな受け手へ農地の貸付を進め、農地が荒廃しないよう努めていく。
(3) 基盤整備事業への取組方針
基盤整備未実施の地区は、面積が小さい耕地などであり、借り手がなく農地の遊休化が進んでいるため、基盤整備を要望する声が多い。将来に向けて、ほ場整備等の取組みについて地域内での話し合いを開催することや、行政機関等に要望等を行う等、今まで以上に働きかけを進めていく。 多面的機能支払組織も活用し、農道・用排水路等の維持管理等を継続していき、担い手が効率的な農作業を行っていただける環境を整えていく。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
農地を次の世代に引き継げるよう、話し合いの場を定期的に持ち、地区内の新規就農者・後継者・定年帰農者などの担い手等情報の共有を図るほか、集落内農業者だけでは農地の保全は難しいと判断した際には、集落外からの入作者について農業を担う者に加えていき、地域ぐるみで技術などの支援を行うとともに、担い手確保・育成に努める。 また、農業用機械や施設等の導入、更新等の際には補助事業等を活用するとともに、機械利用組合などにより機械の共同利用なども積極的に検討していく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域内で農業支援サービス事業者等へ委託できる作業で可能なものがあれば順次委託することを検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣被害が拡大しないよう防止柵等を設置に向け行政と連携し検討するとともに、草刈り作業を実施するなどの方法で隠れ場所をなくすことを実施する。目撃情報や被害情報があった場合には速やかに対応できる体制構築を行うことや点検マップの作成を行い、遊休農地の解消に努める。併せて地域内外から捕獲人材の確保・育成を進める。

⑦多面的機能支払交付金制度により、草刈り、農道の補修等を共同作業で実施することにより担い手の負担を減らし、担い手の更なる経営規模拡大を後押しするとともに、多面的機能の維持・発揮に努める。